

## 御意見募集要領

## 1. 意見募集対象

「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（案）」

## 2. 募集期間

平成18年12月26日（火）～平成19年1月24日（水）

## 3. 資料の入手方法

環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/info/iken.html>）

郵送による送付

郵送を希望される方は、「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（案）郵送希望」と明記し、120円分の切手を貼付し返信先を明記した返信用の角2封筒を同封の上、下記5.の意見提出先の住所までお送り下さい。

## 4. 提出方法

御意見を送付される方は「意見提出用紙」の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で、平成19年1月24日（水）（必着）までに下記5.の意見提出先に送付して下さい。

- (1) 電子メール：下記「意見提出用紙」の項目に従い、テキスト形式で送付して下さい（添付ファイルによる御意見の提出はご遠慮願います。）
- (2) 郵送：下記「意見提出用紙」の様式に従って提出して下さい。
- (3) ファックス：下記「意見提出用紙」の様式に従って提出して下さい。

いずれの方法の場合も、件名として必ず「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見」と御記入をお願いします。

なお、御意見の提出にあたっては、以下の内容についてもあらかじめご了承下さい。

電話での御意見はお受けいたしかねます。

御意見は、日本語でご提出下さい。

提出いただきました御意見については、住所、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があります。

御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別されうる記述がある場合、公開にあたって当該箇所を伏せさせていただくことがあります。募集期間内に到着しなかった御意見及び下記に該当する御意見については無効とさせていただくことがあります。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような意見
- ・個人や特定の団体の財産、プライバシーを侵害する意見
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する意見

- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく意見
- ・営業活動等営利を目的とした意見

#### 意見提出用紙

宛先：環境省水・大気環境局土壌環境課

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）：

職業（企業の場合は業種）：

住所：〒

電話番号：

FAX 番号：

御意見：（簡潔かつ趣旨がわかるように記載して下さい。また、理由も添えてください。）

#### 5．意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課

##### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：DOJYO01@env.go.jp

##### （2）郵送の場合

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

環境省水・大気環境局土壌環境課

##### （3）ファックスの場合

ファックス番号：03-3501-2717

#### 6．その他

企業・団体から意見を提出される場合に、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願い致します。